|  |
| --- |
| **【市街地の景観ゾーン】のチェックシート** |

①建築物・工作物等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 景観形成基準 | 該当なし | 配慮事項  （配慮した内容を  記載してください） |
| 基本事項 | | □市街地周辺の山並みや錦川等の自然景観、錦帯橋を中心とした文化的景観や中心市街地のにぎわいの景観等、周辺景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。 |  |  |
| 建築物 | 形態  意匠 | □周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。特に、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害せず、文化的景観を継承し、周囲の自然景観と調和した形態意匠となるよう配慮すること。 | □ |  |
| □主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び高さとすること。特に、文化的景観を継承し、錦帯橋や錦川から岩国山や城山への眺めを阻害しない高さ及び形態とすること。 | □ |
| 色彩 | □屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する落ち着きのある色彩を基調とすること。特に、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害せず、文化的景観を継承し、周囲と調和した色彩による外観となるよう配慮すること。 | □ |
| 位置 | □主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。 | □ |
| 緑化 | □道路に面する場所は、花木の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。 | □ |
| 工作物 | 形態  意匠 | □周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。特に、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害せず、文化的景観を継承し、周囲の自然景観と調和した形態意匠となるよう配慮すること。 | □ |  |
| □主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び高さとすること。特に、文化的景観を継承し、錦帯橋や錦川から岩国山や城山への眺めを阻害しない高さ及び形態とすること。 | □ |
| 色彩 | □目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する落ち着きのある色彩を基調とすること。特に、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害せず、文化的景観を継承し、周囲と調和した色彩による外観となるよう配慮すること。 | □ |
| 位置 | □山並みをなす稜線を乱さないようできる限り低い位置とすること。 | □ |
| □鉄塔、電柱、電波塔類は、周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。なお、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害するような位置への大規模工作物の設置は避けること。 | □ |
| 緑化 | □道路に面する場所は、花木の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。 | □ |

②開発行為等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 該当なし | 配慮事項  （配慮した内容を  記載してください） |
| 基本事項 | □市街地周辺の山並みや錦川等の自然景観、錦帯橋を中心とした文化的景観や中心市街地のにぎわいの景観等、周辺景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。 |  |  |
| 開発行為 | □開発後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 | □ |  |
| □造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめること。なお、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |
| □斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮するとともに、植栽等により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |
| □樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。 | □ |
| □住宅宅地開発の場合、建築物の敷地面積の最低限度は150㎡とする。ただし、延長敷地及び法面を除いた有効宅地を対象とする。 | □ |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | □行為後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 | □ |  |
| □長大な法面を生じないよう配慮し、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |
| □行為後は、地域に生育する樹木による緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |
| 木竹の植栽又は伐採 | □植栽は、地域に生育する樹木を中心とした植樹により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |  |
| □伐採後は、地域に生育する樹木による緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | □堆積等の面積は、必要最小限にとどめ、高さを極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。 | □ |  |
| □道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へい又は生け垣等の植栽を施し、周辺の景観に配慮すること。 | □ |

|  |
| --- |
| **【海と山の景観ゾーン】のチェックシート** |

①建築物・工作物等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 景観形成基準 | 該当なし | 配慮事項  （配慮した内容を  　　記載してください） |
| 基本事項 | | □瀬戸内海と山々が織り成す自然景観や漁港の景観、山裾の棚田景観等、周辺景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。 |  |  |
| 建築物 | 形態  意匠 | □周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 | □ |  |
| □主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び高さとすること。 | □ |
| 色彩 | □屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する落ち着きのある色彩を基調とすること。 | □ |
| 位置 | □山並みをなす稜線を乱さないよう配慮すること。 | □ |
| 緑化 | □道路に面する場所は、花木の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。 | □ |
| 工作物 | 形態  意匠 | □周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 | □ |  |
| □主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び高さとすること。 | □ |
| 色彩 | □目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する落ち着きのある色彩を基調とすること。 | □ |
| 位置 | □山並みをなす稜線を乱さないようできる限り低い位置とすること。 | □ |
| □鉄塔、電柱、電波塔類は、周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。 | □ |
| 緑化 | □道路に面する場所は、花木の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。 | □ |

②開発行為等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 該当なし | 配慮事項  （配慮した内容を  記載してください） |
| 基本事項 | □市街地周辺の山並みや錦川等の自然景観、錦帯橋を中心とした文化的景観や中心市街地のにぎわいの景観等、周辺景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。 |  |  |
| 開発行為 | □開発後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 | □ |  |
| □造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめること。なお、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |
| □斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮するとともに、植栽等により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |
| □樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。 | □ |
| □住宅宅地開発の場合、建築物の敷地面積の最低限度は150㎡とする。ただし、延長敷地及び法面を除いた有効宅地を対象とする。 | □ |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | □行為後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 | □ |  |
| □長大な法面を生じないよう配慮し、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |
| □行為後は、地域に生育する樹木による緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |
| 木竹の植栽又は伐採 | □植栽は、地域に生育する樹木を中心とした植樹により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |  |
| □伐採後は、地域に生育する樹木による緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | □堆積等の面積は、必要最小限にとどめ、高さを極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。 | □ |  |
| □道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へい又は生け垣等の植栽を施し、周辺の景観に配慮すること。 | □ |

|  |
| --- |
| **【盆地の景観ゾーン】のチェックシート** |

①建築物・工作物等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 景観形成基準 | 該当なし | 配慮事項  （配慮した内容を  　　記載してください） |
| 基本事項 | | □周囲を山々で囲われた盆地と島田川等の自然景観、旧山陽道の歴史文化の景観や田園景観等、周辺景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。 |  |  |
| 建築物 | 形態  意匠 | □周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 | □ |  |
| □主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び高さとすること。 | □ |
| 色彩 | □屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する落ち着きのある色彩を基調とすること。 | □ |
| 位置 | □山並みをなす稜線を乱さないよう配慮すること。 | □ |
| 緑化 | □道路に面する場所は、花木の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。 | □ |
| 工作物 | 形態  意匠 | □周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 | □ |  |
| □主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び高さとすること。 | □ |
| 色彩 | □目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する落ち着きのある色彩を基調とすること。 | □ |
| 位置 | □山並みをなす稜線を乱さないようできる限り低い位置とすること。 | □ |
| □鉄塔、電柱、電波塔類は、周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。 | □ |
| 緑化 | □道路に面する場所は、花木の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。 | □ |

②開発行為等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 該当なし | 配慮事項  （配慮した内容を  記載してください） |
| 基本事項 | □周囲を山々で囲われた盆地と島田川等の自然景観、旧山陽道の歴史文化の景観や田園景観等、周辺景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。 |  |  |
| 開発行為 | □開発後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 | □ |  |
| □造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめること。なお、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |
| □斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮するとともに、植栽等により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |
| □樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。 | □ |
| □住宅宅地開発の場合、建築物の敷地面積の最低限度は150㎡とする。ただし、延長敷地及び法面を除いた有効宅地を対象とする。 | □ |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | □行為後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 | □ |  |
| □長大な法面を生じないよう配慮し、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |
| □行為後は、地域に生育する樹木による緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |
| 木竹の植栽又は伐採 | □植栽は、地域に生育する樹木を中心とした植樹により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |  |
| □伐採後は、地域に生育する樹木による緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | □堆積等の面積は、必要最小限にとどめ、高さを極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。 | □ |  |
| □道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へい又は生け垣等の植栽を施し、周辺の景観に配慮すること。 | □ |

|  |
| --- |
| **【山と川の景観ゾーン】のチェックシート** |

①建築物・工作物等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 景観形成基準 | 該当なし | 配慮事項  （配慮した内容を  　　記載してください） |
| 基本事項 | | □中国山地から連なる山並みと谷底を流れる河川等の自然景観、旧山代街道の歴史文化の景観や棚田の景観等、周辺景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。 |  |  |
| 建築物 | 形態  意匠 | □周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 | □ |  |
| □主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び高さとすること。 | □ |
| 色彩 | □屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する落ち着きのある色彩を基調とすること。 | □ |
| 位置 | □山並みをなす稜線を乱さないよう配慮すること。 | □ |
| 緑化 | □道路に面する場所は、花木の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。 | □ |
| 工作物 | 形態  意匠 | □周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 | □ |  |
| □主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び高さとすること。 | □ |
| 色彩 | □目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する落ち着きのある色彩を基調とすること。 | □ |
| 位置 | □山並みをなす稜線を乱さないようできる限り低い位置とすること。 | □ |
| □鉄塔、電柱、電波塔類は、周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。 | □ |
| 緑化 | □道路に面する場所は、花木の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。 | □ |

②開発行為等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 該当なし | 配慮事項  （配慮した内容を  記載してください） |
| 基本事項 | □中国山地から連なる山並みと谷底を流れる河川等の自然景観、旧山代街道の歴史文化の景観や棚田の景観等、周辺景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。 |  |  |
| 開発行為 | □開発後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 | □ |  |
| □造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめること。なお、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |
| □斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮するとともに、植栽等により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |
| □樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。 | □ |
| □住宅宅地開発の場合、建築物の敷地面積の最低限度は150㎡とする。ただし、延長敷地及び法面を除いた有効宅地を対象とする。 | □ |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | □行為後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 | □ |  |
| □長大な法面を生じないよう配慮し、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |
| □行為後は、地域に生育する樹木による緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |
| 木竹の植栽又は伐採 | □植栽は、地域に生育する樹木を中心とした植樹により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |  |
| □伐採後は、地域に生育する樹木による緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | □堆積等の面積は、必要最小限にとどめ、高さを極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。 | □ |  |
| □道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へい又は生け垣等の植栽を施し、周辺の景観に配慮すること。 | □ |

|  |
| --- |
| **【島の景観ゾーン】のチェックシート** |

①建築物・工作物等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 景観形成基準 | 該当なし | 配慮事項  （配慮した内容を  　　記載してください） |
| 基本事項 | | □山の緑と海岸線による島の自然景観や港を中心とする漁村と段畑の景観等、周辺景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。 |  |  |
| 建築物 | 形態  意匠 | □周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 | □ |  |
| □主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び高さとすること。 | □ |
| 色彩 | □屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する落ち着きのある色彩を基調とすること。 | □ |
| 位置 | □山並みをなす稜線を乱さないよう配慮すること。 | □ |
| 緑化 | □道路に面する場所は、花木の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。 | □ |
| 工作物 | 形態  意匠 | □周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 | □ |  |
| □主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び高さとすること。 | □ |
| 色彩 | □目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する落ち着きのある色彩を基調とすること。 | □ |
| 位置 | □山並みをなす稜線を乱さないようできる限り低い位置とすること。 | □ |
| □鉄塔、電柱、電波塔類は、周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。 | □ |
| 緑化 | □道路に面する場所は、花木の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。 | □ |

②開発行為等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 該当なし | 配慮事項  （配慮した内容を  記載してください） |
| 基本事項 | □山の緑と海岸線による島の自然景観や港を中心とする漁村と段畑の景観等、周辺景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。 |  |  |
| 開発行為 | □開発後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 | □ |  |
| □造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめること。なお、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |
| □斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮するとともに、植栽等により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |
| □樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。 | □ |
| □住宅宅地開発の場合、建築物の敷地面積の最低限度は150㎡とする。ただし、延長敷地及び法面を除いた有効宅地を対象とする。 | □ |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | □行為後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 | □ |  |
| □長大な法面を生じないよう配慮し、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |
| □行為後は、地域に生育する樹木による緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |
| 木竹の植栽又は伐採 | □植栽は、地域に生育する樹木を中心とした植樹により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |  |
| □伐採後は、地域に生育する樹木による緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 | □ |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | □堆積等の面積は、必要最小限にとどめ、高さを極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。 | □ |  |
| □道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へい又は生け垣等の植栽を施し、周辺の景観に配慮すること。 | □ |